

3 障害者にかかわる施策の展開

第1次東大和市障害者計画 第2期東大和市障害福祉計画の概要

1 計画策定の趣旨

東大和市は、平成18年5月、障害者基本法に基づく障害者計画を包含する第三次東大和市地域福祉計画を策定し、また、平成19年3月には、障害者自立支援法に基づく第1期東大和市障害福祉計画を策定し、これらの計画により障害者施策の推進を図ってきました。

障害者基本法に基づく市町村障害者計画は、法律の制定時には、「市町村は、計画を策定するよう努めなければならない。」という努力義務規定に基づく計画として位置づけられていましたが、平成16年の法改正により、平成19年4月1日以降、計画を策定することが義務づけられました。

障害者自立支援法に基づく障害福祉計画は、現行の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度に向けて数値目標を設定し、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的として、そこに至る中間段階の位置づけとして、平成18年度から平成20年度までを計画期間とする第1期障害福祉計画の策定と、平成21年度から平成23年度までを計画期間とする第2期障害福祉計画の策定が義務づけられました。

平成21年度は、第四次東大和市地域福祉計画の計画初年度となりますが、障害者計画については、障害者基本法に基づく義務的な計画として、地域福祉計画から独立した第1次東大和市障害者計画として策定します。また、第2期東大和市障害福祉計画の計画初年度であることから、第1次東大和市障害者計画と第2期東大和市障害福祉計画を障害者に係る、一体的な計画として、第1次東大和市障害者計画第2期東大和市障害福祉計画として策定するものです。

2 計画の位置づけ

① 第1次東大和市障害者計画

障害者基本法第9条第3項の規定に基づく計画です。

② 第2期東大和市障害福祉計画

障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づく計画です。

第1次東大和市障害者計画 第2期東大和市障害福祉計画は、東大和市第二次基本構想に即し、第四次地域福祉計画と調和を図り策定します。なお、第2期東大和市障害福祉計画は、国の障害福祉計画策定に係る基本的な指針に即し、かつ第2期障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方を踏まえた数値目標等を内容とするものです。

3 計画の期間

第1次東大和市障害者計画 第2期東大和市障害福祉計画は、障害者に係る計画として一体的に策定することから、国の障害福祉計画策定に係る基本的な指針の定める計画策定期間・期間及び見直し時期の規定と整合を図り、計画期間を平成21年度、平成22年度及び平成23年度の3か年とします。

なお、第2次東大和市障害者計画 第3期東大和市障害福祉計画については、計画期間を平成24年度、平成25年度及び平成26年度の3か年とし、平成23年度中に策定します。

4 計画の理念

東大和市は、平成13年12月、東大和市第二次基本構想を策定し、まちづくりの基本となる都市像を「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」と定め、都市像を実現するための5つの基本目標を定めています。

この目標の中で障害福祉に係る基本施策として、『ノーマライゼーションの理念のもとに、障害のある人が住みなれた家庭や地域で自立して共に生活できるよう介護・生活支援サービスを充実していきます』としています。

また、第三次地域福祉計画では、『一人ひとりが、地域が、まちが輝く 福祉のまち』を理念とし、すべての市民が人として尊厳をもって、自分らしく健康で生き生きと生きていけるまちづくりを行うこととしています。

東京都は、国の基本的指針を踏まえた第1期障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方において、ノーマライゼーションの理念の下、障害者が、他の市民と同様に、自らの生活は自らが選び、決め、行動するという自己選択・自己決定を最大限に尊重され人間としての尊厳を持って地域社会で生活できるよう、以下のような社会の実現を目指して、障害者自立支援施策を計画的かつ総合的に推進していくことを基本的理念として定めています。

- ア すべての都民がともに暮らす地域社会の実現
- イ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
- ウ 障害者が当たり前働ける社会の実現

このことから、第1期東大和市障害福祉計画の理念を次のように決めました。

『障害のある人が、住み慣れた地域の中で自立した生活を営み、社会参加し、働くことのできる社会の実現をめざします』

第1次東大和市障害者計画 第2期東大和市障害福祉計画は、平成23年度を目標年度とする東大和市障害福祉計画の第2期の計画であることから、第1期東大和市障害福祉計画の理念を承継し、引き続き維持することとし、次のとおりとします。

『障害のある人が、住み慣れた地域の中で自立した生活を営み、社会参加し、働くことのできる社会の実現をめざします』

5 計画の目標

第1次東大和市障害者計画 第2期東大和市障害福祉計画は、平成23年度を目標年度とする東大和市障害福祉計画の第2期の計画であることから、理念と合わせ、第1期東大和市障害福祉計画の目標を承継し、引き続き維持することとし、次のとおりとします。

① 相談支援体制の充実

障害福祉サービスの適切な利用を支える中立・公平な相談支援体制の整備と地域の相談支援を支えるネットワークの整備。

② 訪問系のサービスの保障

必要な居宅介護等の訪問系サービスの利用の保障とサービス提供体制の充実及びサービスの質の向上を図る。

③ 希望する障害者等に日中活動系のサービスの保障

利用を希望する障害者に希望する日中活動系のサービスを保障する。

④ グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行の推進

グループホーム、ケアホームの充実と入所施設及び精神科病院からの地域生活への移行を推進する。

⑤ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進並びに就労に係る相談支援機能の充実により、福祉施設から一般就労への移行を推進する。

⑥ 地域生活支援事業の充実による在宅生活と社会参加の支援

地域生活支援事業の充実を図り、在宅生活と社会参加を支援する。

6 施策の体系







